

徳島県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
鳴門市大麻町 東部姫田土地改良区	令和五年十月二十二日